

平成 年度青森県沖合海域における小型いかつり漁業（するめいか）の
許可等の取扱方針（県外船）

平成14年4月11日制定

平成18年2月7日一部改正

平成19年2月9日一部改正

（目的）

第1 この方針は、青森県沖合海域において、するめいかの採捕を目的としてこの漁業を営む者の許可等について必要な事項を定める。

（許可の申請）

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則（昭和43年2月青森県規則第11号。以下「規則」という。）第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 一 住所地を管轄する知事の副申書
- 二 所属漁業協同組合長の副申書
- 三 漁船原簿謄本
- 四 用船の場合は、漁船使用承諾書（漁船所有者の印鑑証明書を添付）
- 五 共同経営の場合は、代表者選定届（印鑑証明書添付）
- 六 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
- 七 事業計画書
- 八 小型いかつり漁業の漁獲物陸揚げ同意書の写し
- 九 その他知事が必要と認めた書類

（操業区域）

第3 操業区域は、次のとおりとする。

- 一 日本海海域
東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海における青森県沖合海域
- 二 津軽海峡海域
東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域における青森県沖合海域（ただし、下北郡焼山埼から東津軽郡明神埼灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾の海域を除く。）
- 三 太平洋海域
下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線以東の太平洋における青森県沖合海域

（漁獲物陸揚港の指定）

第4 漁獲物の陸揚港は、日本海海域及び津軽海峡海域にあっては2港以内、太平洋海域にあっては1港を次に掲げる港のうちから選定しなければならない。

日本海海域 : 深浦港、北金ヶ沢港、鯨ヶ沢港、下前港、小泊港
津軽海峡海域 : 三厩港、下風呂港、大畑港
太平洋海域 : 泊港、六ヶ所村海水港、三沢港、八戸港

2 前項の規定により漁獲物陸揚港を選定するに当たっては、当該陸揚港に所在する漁業協同組合又は関係団体の同意を得なければならない。

(許可の対象者)

第5 許可の対象者は、県外に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 前年度、当該漁業の操業実績を有する者
- 二 その他知事が特に必要と認めた者

(許可等の対象漁船)

第6 許可等の対象漁船は、都道府県知事の登録を受けた漁船とする。

(操業期間及び許可期間)

第7 操業期間は、5月21日から翌年1月31日までとし、許可期間は1年以内とする。

(許可をしない場合)

第8 この漁業において漁業に関する法令に違反して処分を受けた者が申請した場合、又はその者と共同でこの漁業を営もうとする者が申請した場合、許可しないことがある。

(制限又は条件)

第9 許可にあたっては、次の制限又は条件を付ける。

- 一 船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示すること。
- 二 日本海海域で操業する場合、めばるさし網漁業及びさめさし網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。
- 三 太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域においては操業してはならない。
- 四 次に掲げる港以外の港に漁獲物を陸揚げしてはならない。ただし、暴風雨、船舶の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(漁獲成績報告書の提出)

第10 この漁業の許可を受けた者は、漁獲成績報告書を漁期終了後1か月以内に提出しなければならない。

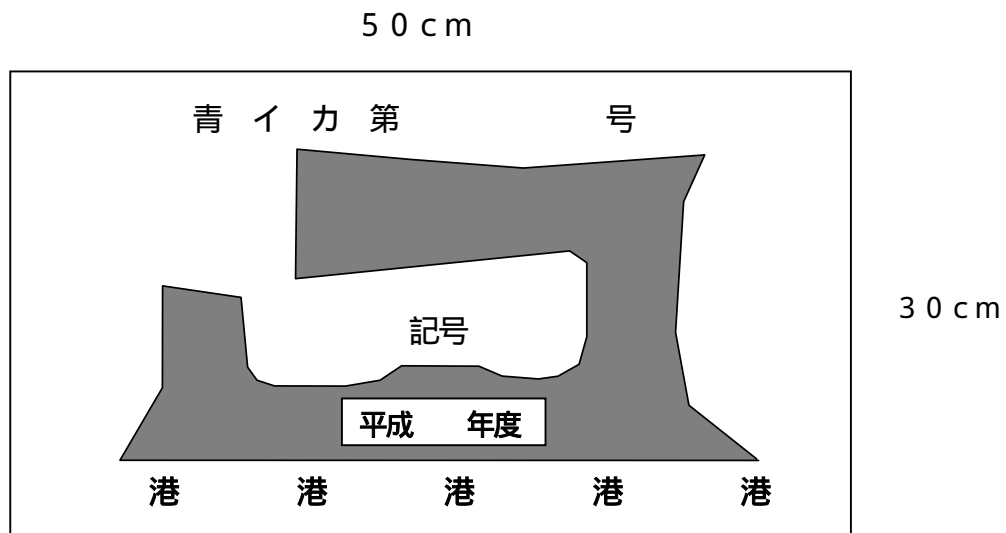
(許可番号の表示)

第11 規則第13条による許可番号の表示は、別記様式によるものとする。

附則 この方針は、平成14年4月11日から施行する。

別記様式（許可番号の表示及び船体標識）

下記様式の番号ステッカーにより許可番号及び船体標識を表示するものとする。



備考

- 1 斜線の部分は、色とし、大きさは、縦16cm、横23cmとする。
- 2 斜線部分以外は、白色とする。
- 3 文字は、黒色とし、大きさは縦横それぞれ3.5cm以上、間隔は1cm以上とする。

許可を受けた操業区域と記号の対応

全海域：全

2海域

日本海海域と太平洋海域：日 - 太
日本海海域と津軽海峡海域：日 - 津
津軽海峡海域と太平洋海域：津 - 太

1海域

日本海海域：日
津軽海峡海域：津
太平洋海域：太

漁獲物陸揚港の対応

許可の制限又は条件に掲げる港を表示する。